

独立行政法人情報処理推進機構産業サイバーセキュリティセンターロゴマーク使用規約  
(産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラム修了者用)

制定 平成 30 年 6 月 19 日

改正 令和元年 6 月 24 日

改正 令和 2 年 1 月 8 日

改正 令和 6 年 7 月 5 日

改正 令和 6 年 8 月 14 日

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 本使用規約は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）に基づき商標権を有する産業サイバーセキュリティセンターロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の産業サイバーセキュリティセンター（以下「センター」という。）が提供する中核人材育成プログラム（以下「プログラム」という。）を過去に受講し、プログラムを修了した者（以下「修了者」という。）による使用（資料又は物品（電磁的な方法により作成されたものを含む。以下同じ。）へのロゴマークの印刷、貼付等、及び、ロゴマークの印刷、貼付等がされた資料又は物品の利用、配布、展示、提供等を含む。以下同じ。）に関して適用される使用条件等の必要な事項を定めることを目的とする。

### (ロゴマークの使用を許可する場合)

第 2 条 機構は、ロゴマークの使用を希望する修了者に対し、その希望する使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、当該修了者が本使用規約を誠実に遵守することを条件に、ロゴマークの無償、かつ、非独占的な使用を許可することとする。

- 一 自らが修了者であることを示すために、自らの名刺、業務実績等を紹介する文書、その他の資料又は物品にロゴマークを使用する場合
- 二 産業サイバーセキュリティセンター修了者コミュニティ規約（以下「叶会規約」という。）第 2 章第 1 4 条で設置した部会（以下「叶会部会」という。）での使用を希望する修了者に対し、叶会部会であることを示すために、資料又は物品にロゴマークを使用する場合

### (適用)

第 3 条 本使用規約は、機構と修了者との間におけるロゴマークの使用に係る一切の関係について適用される。

- 2 機構は、センターの事業の変更、その他の事情により、本使用規約の変更（ロゴマークの変更を含む。以下本項及び第 1 3 条において同じ。）を行う場合がある。この場合、変更後の使用規約が機構のホームページに掲載された時点から、当該使用規約が適用され

る。ただし、当該使用規約に別段の定めがある場合は、当該別段の定めに従う。

## 第2章 ロゴマークの使用の許可

### (使用の許可)

第4条 ロゴマークの使用を希望する修了者は、予め本使用規約に同意の上、別紙のロゴマーク様式1の申込書に必要事項を記載し、ロゴマークの使用を希望する旨を機構に届け出なければならない。ただし、本届出は、プログラムの修了者コミュニティ叶会への入会にあたり、ロゴマークの使用を希望する旨を記載した入会申込書を機構に提出することをもって代えることができる。

- 2 機構は、前項の届出又は入会申込書の内容に不備がないことを確認し、これを受理した時点で、ロゴマークの使用を許可したこととする。
- 3 前1項の届出をした者は、その事項に変更があったときは、遅滞なく、機構に届け出なければならない。第1項及び前項の規定は本項の変更の届出に準用する。

## 第3章 ロゴマークの使用条件

### (機構が提供するロゴマークのデータの使用)

第5条 前条第2項（同条第3項で準用される場合を含む。）の規定によりロゴマークの使用を許可された修了者（以下「使用者」という。）は、機構から提供を受けたロゴマークのデータのみに基づいて、ロゴマークを使用しなければならない。

- 2 使用者は、ロゴマークを原則として白地の無背景で使用し、その色彩、色調及び形状を変更してはならない。ただし、社会通念の範囲内での正比率の拡大又は縮小を行うことについては、その限りではない。
- 3 使用者は、ロゴマークの印刷、貼付等がされた資料又は物品の製作が完了した後、ロゴマークのデータを遅滞なく破棄しなければならない。

### (登録商標であることを示すための表記等)

第6条 使用者は、ロゴマークの使用において、次の表の左欄に定める表示を、右欄の場所に、ロゴマークに近接して表記しなければならない。

一 「®」等のロゴマークが登録商標であることを示すための表示	ロゴマークの右下
二 自らが修了者であることを示すための修了年度及び受講の期の表示	ロゴマークの下
三 叶会部会であることを示すための名称の表示	ロゴマークの下

- 2 前項の他、使用者は、ロゴマークの使用にあたっては、ロゴマークが登録商標であることを理解し、商標法を遵守しなければならない。

(ロゴマークの不適正な使用態様の禁止)

第7条 使用者は次の各号に掲げる使用態様でロゴマークを使用してはならない。

- 一 ロゴマークの全部又は一部の他の標章、文字、図形等(以下本号において「図形等」という。)への組込み又は図形等への結合、図形等のロゴマークへの組込み、その他のロゴマークの標章としての一体性、独立性を損なう使用態様
- 二 汚損、破損、その他の機構、機構の事業又はロゴマークに対する信用、心証又は評価を毀損又は減殺する使用態様
- 三 自ら又は自らの業務と機構との間に何らかの関係(法的関係を含む。修了者である関係を除く。)を有すると誤認させ、又は誤認させる恐れのある使用態様

(類似標章等の使用禁止)

第8条 使用者は、ロゴマークと類似する、又は、誤認若しくは混同させ、又はその恐れのある他の標章等を使用若しくは制作し、又は、他人に使用若しくは制作させてはならない。

(使用権の移転の不可)

第9条 使用者は、第2条の規定に基づき機構から許与されたロゴマークの使用権を、他人に移転(譲渡、設定、貸与、承継等を含む。)し、又は再使用権を設定してはならない。

(使用者の責任)

第10条 使用者は、自らの費用と責任でロゴマークを使用しなければならない。なお、機構によるロゴマークの使用の許可が、使用者による他人の権利の侵害が生じないことを保証するものではない。また、機構は、使用者によるロゴマークの使用又は不使用に起因するいかなる事故、障害、紛争等(法的係争を含む。)に関して、一切関知せず、かつ、一切の責任を負わないものとする。

(機構による使用状況の報告徴収及び調査)

第11条 機構は、必要と認めた場合、使用者に対し、ロゴマークの使用状況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。この場合、使用者は、機構による報告徴収又は調査に協力しなければならない。

(機構による使用態様の変更の指示)

第12条 使用者によるロゴマークの使用態様等に関して、センターの事業の趣旨への相当性、その他の社会的相当性の観点から、機構が変更するよう指示する場合がある。その場合、使用者は、機構の指示に従い、使用態様の変更、及び、当該変更に伴って使用者が取るべき対応(ロゴマークを印刷、貼付等がされた資料若しくは物品の廃棄、回収、修正等を含む。以下次条第1項及び第14条第3項の使用者又は修了者が取るべき対応において同じ。)について、自らの費用と責任で、遅滞なく行わなければならない。

2 機構は、前項の指示に伴い、又はこれに起因する全ての結果に対して、賠償、補償その

他一切の責任を負わない。

#### 第4章 使用許可の取消し

(機構による規約変更等)

第13条 機構は、センターの事業の変更若しくは廃止、その他やむを得ない事情がある場合に、本使用規約を変更し、又はロゴマークの運用を一時中止若しくは終了する場合がある。その場合、使用者は、当該変更等に伴って使用者が取るべき対応について、機構の指示がある場合はこれに従う他、自らの費用と責任で、遅滞なく行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項によって変更、一時中止又は終了する場合に準用する。

(使用許可の取消し等)

第14条 機構は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、使用者に対しロゴマークの使用の許可を取り消す場合がある。

- 一 その使用が、第2条の機構が許可する場合に該当しないと判明した場合
- 二 第4条第3項の届出を行わずにロゴマークを使用した場合
- 三 第11条の報告を懈怠し、又は調査を忌避した場合
- 四 第12条第1項又は前条第1項の対応を遅滞なく行わなかった場合
- 五 前各号の他、本使用規約に違反したことが判明した場合
- 六 その使用が違法又は公序良俗に反し、又はプログラムの制度趣旨に反し、その他修了者による使用として不適切と認められる場合
- 七 サイバー犯罪に係る実刑に処せられた場合
- 八 前号の他、悪意により国内外の企業や産業のサイバーセキュリティの低下を図った場合
- 九 プログラムの受講時に機構理事長と交わした秘密保持に関する誓約書に反した場合

2 機構は、修了者が第4条第1項の届出を行わずにロゴマークを使用した場合、当該修了者に対しロゴマークの使用の停止を命ずることとする。

3 第1項の取消し又は前項の命令を受けた場合、使用者又は修了者は、直ちにロゴマークの使用を停止するとともに、当該取消し又は命令に伴って使用者又は修了者が取るべき対応について、機構の指示がある場合はこれに従う他、自らの費用と責任で、遅滞なく行わなければならない。

4 第12条第2項の規定は、第1項により許可が取り消された場合及び第2項により停止を命じられた場合に準用する。

#### 第5章 雑則

(事務局)

第15条 機構は、ロゴマークの適正な管理を行うために、ロゴマークに関する手続き、そ

の他の事務全般を処理する事務局を、産業サイバーセキュリティセンター企画部の中に置く。

(通知・連絡)

第16条 機構は、機構のホームページへの掲載、電子メール、電話、その他の方法により、修了者に、随時必要な事項の通知、連絡又は指示を行うものとする。

(合意管轄裁判所)

第17条 本使用規約に関する法的紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

## 第6章 附則

(施行)

第18条 本使用規約は、平成30年6月19日から施行する。

(施行)

第19条 令和元年6月24日付で改正を行った本使用規約は同日から施行する。

(施行)

第20条 令和2年1月8日付で改正を行った本使用規約は同日から施行する。

(施行)

第21条 令和6年7月5日付で改正を行った本使用規約は同日から施行する。

(施行)

第22条 令和6年8月14日付で改正を行った本使用規約は同日から施行する。

産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラム修了者向け  
産業サイバーセキュリティセンターロゴマーク使用ガイドライン

1. ロゴマークの図柄



2. ロゴマーク表示の際のルール

2.1 自らが修了者であることを示すために使用する場合、次に示すように本ロゴに近接して**修了年度を表示**すること。

- ・ロゴの画像データはIPAが提供するものをそのまま使用してください。  
(正比率の拡大・縮小以外の加工禁止)
- ・**修了年度が目視できる**ようにしてください。

例)



2.2 最小使用サイズ

- ・印刷時の最小使用サイズは14mmを推奨とします。



2.3 叶会部会であることを示すために、本ロゴを使用する際には、次に示すように本ロゴに近接して**叶会部会名称を表示**すること。

- ・ロゴの画像データはIPAが提供するものをそのまま使用してください。  
(正比率の拡大・縮小以外の加工禁止)
- ・**叶会部会名称が目視**できるようにしてください。

例)



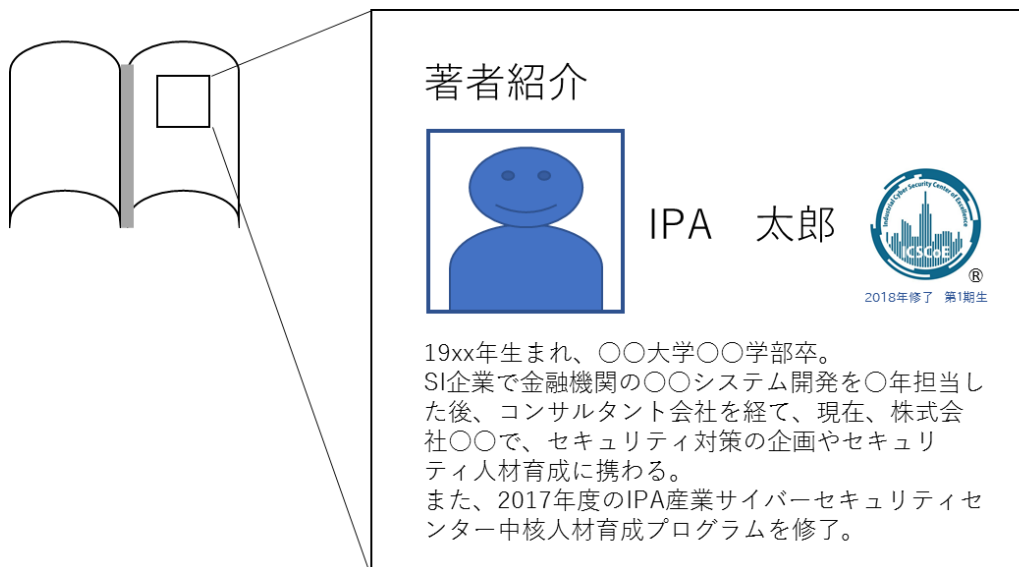
### 3. ロゴの使用例

ロゴは自らが修了者であることを示す目的のために、名刺、ビジネス文書、論文などに掲示することが可能です。


#### 例1) 名刺




## 例2) 著作・書籍等の著者のプロフィール



著者紹介



IPA 太郎



2018年修了 第1期生

19xx年生まれ、〇〇大学〇〇学部卒。  
SI企業で金融機関の〇〇システム開発を〇年担当した後、コンサルタント会社を経て、現在、株式会社〇〇で、セキュリティ対策の企画やセキュリティ人材育成に携わる。  
また、2017年度のIPA産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムを修了。

## 4. ロゴマークのダウンロードページ

- ・上記の使用規約に同意し、使用許可を受けた方は下記 URL より、ロゴマークのデータをダウンロードしてください。
- ・使用后、不要となったロゴマークのデータは、速やかに破棄してください。

URL 「[http://www.ipa.go.jp/icscoe/program/core\\_human\\_resource/icscoe\\_alumni.html](http://www.ipa.go.jp/icscoe/program/core_human_resource/icscoe_alumni.html)」